

# 電化機器リース制度「eライフサポート」約款

四電エナジーサービス株式会社(以下「当社」といいます。))と当社が行う電化機器リース制度で、賃貸サービスの提供を受ける者(以下「お客さま」といいます。))との間で結ぶ契約(以下「貸借契約」といいます。))は次の条項によります。

## (貸借契約の内容)

- 第1条 当社は、当社が指定するJ A三井リース株式会社所有の表(1)の物件(以下「貸借物件」といいます。))をお客さまに賃貸します。
- 貸借物件の範囲は、表(1)記載のとおりとします。
  - お客さまとは、貸借物件の使用に供する住宅の所有者をいいます。
  - 貸借契約のサービス地域は、当社の営業区域である、徳島県・高知県・愛媛県・香川県とします。ただし、離島を除きます。

## (貸借契約の成立)

- 第2条 貸借契約は、お客さまが申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾した時に貸借物件1種類ごとに成立するものとします。
- お客さまの年齢が契約時に満70歳以上の場合、あるいは当社が必要と認めた場合は、前項の申込書により連帯保証人予定者を設定いただくものとします。
  - 貸借契約の申し込みをいただく際は、本人確認書類を提示いただき、お客さまの住所・氏名・生年月日等を確認させていただきます。
  - 当社は、次の各号に掲げる場合など、当社が貸借契約をお客さまとの間で締結し難い事由がある場合は、当社は申し込みをお断りし、または承諾を取り消します。この場合、お客さまは、当社に対して損害賠償等一切異議を申し立てることができません。
  - 当社が貸借物件を取り付けること、または保守することが技術的に困難と判断した場合。
  - 「IHクッキングヒーター」のみの申し込みの場合。
  - お客さまが、反社会的勢力(暴力・威力と詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求し、または社会の秩序や安全に脅威を与える集団または個人をいいます。))またはその関係者であることが判明した場合。
- 二 賃貸集合住宅において、同じ種類の貸借物件を賃貸集合住宅全戸に取り付けられない場合。
- ホ 貸借物件の使用に供する電源が、四国電力株式会社との電気需給契約に基づくものでない場合。

## (契約期間)

- 第3条 貸借契約の契約期間は、貸借契約が成立した日から、第5条第4項の貸借料金適用開始の日後、表(2)の契約期間まで(以下「基本契約期間」といいます。))とします。
- 貸借契約は、基本契約期間の満了2ヶ月前までに、当社またはお客さまからの書面による異議の申し出がない場合は、本約款に別の定めがある場合を除き、基本契約期間満了後も1年ごとに自動継続します。
  - 前項に定める貸借契約の継続期間は表(2)の最長継続契約期間までとし、以後契約を希望する場合は、それまでの契約は終了し、新たに契約を結んでいただきます。

## (取付工事)

- 第4条 表(3)に掲げる当社工事範囲については、当社の負担で工事を行います。ただし、「工事なしメニュー」を選択いただいた場合は、当社工事範囲の工事をお客さまの負担で実施していただきます。また、貸借物件の取り付けにあたり、レッカー車等の特殊車両を必要とする場合の費用は、お客さまに負担していただきます。
- 表(3)のお客さま工事範囲の工事は、お客さまの負担で実施していただきます。
  - 貸借物件の取付工事は当社指定の施工業者が行います。
  - 貸借物件の取付場所および取付予定時期は申込書に記載のとおりとします。なお、取付場所および取付時期の決定を建築会社等の第三者に委任される場合は、委任された当該業者との間で調整のうえ決定するものとします。お客さまは、天災地変、公権力による命令、処分、輸送機関の事故、その他の不可抗力により、貸借物件の引き渡しが遅延し、または不可能になったときは、当社がその責めを負わないことを予め承諾するものとします。
  - 当社工事に関し、品質等が貸借契約の内容に適合しないことをお客さまが確認したときは、引き渡し完了後1年間を経過するときまでにその旨を

当社に通知していただきます。当該期間経過後は、メンテナンスを行う場合お客さまの負担で実施していただきます。

## (貸借料金)

- 第5条 お客さまは、申込書記載の貸借料金をお客さまが指定する金融機関口座(ただし当社が指定する金融機関に限ります。))から毎月6日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に継続して引き落としす方法により支払っていただきます。
- 貸借料金の支払いは、お客さまが指定する金融機関口座から引き落としされた時点で当社への支払いがなされたものとします。
  - 貸借料金については、金利や物価などの経済情勢の変化により変更させていただく場合があります。
  - 貸借料金の適用開始日は、お客さまへの引き渡し完了日の翌日以後、最初の21日とします。
  - 貸借料金の算定期間は、前月21日から当月20日までの期間を「1月」とし、その支払義務は当月の21日に発生するものとします。
  - 貸借契約終了日の属する月の貸借料金は、1月分とします。
  - 貸借物件の毀損もしくは滅失または貸借物件のメンテナンスもしくは取替工事等により、貸借物件が使用できない間についても貸借料金を支払っていただきます。
  - 貸借物件の使用に供する住宅が非居住状態である場合など、貸借物件を使用しない間についても貸借料金を支払っていただきます。
  - 貸借料金は、支払義務が発生した月の順序で支払っていただくこととし、貸借料金の一部受け取りは行いません。
  - 貸借料金は月単位で支払われるものとし、当社はいかなる場合においても貸借料金の日割計算による算定・清算は行いません。
  - 基本契約期間を経過した貸借物件については、基本契約期間を超える期間から貸借料金を減額します。

## (消費税等相当額の負担)

- 第6条 お客さまは、貸借契約に係る消費税等相当額(以下「消費税等」という)を負担いただきます。
- お客さまは、消費税等に係る税率が変更された場合は、変更後の税率による消費税等を当社へ支払っていただきます。

## (お客さまの義務)

- 第7条 お客さまは、次に掲げる各号について守っていただきます。
- 貸借物件の引き渡しは、原則として貸借物件取付日から起算して6ヵ月以内に受けること。
  - 貸借物件を第三者に譲渡したり担保に差し入れるなどの所有権を侵害するような行為をしないこと。
  - 書面による当社の承諾なく、貸借物件の取付場所の変更を行わないこと。
  - お客さまの都合において、貸借物件を基本契約期間および継続契約期間中に取り替えないこと。
  - 貸借物件を善良な管理者の注意をもって使用・管理すること。
  - 貸借物件の改造・加工・模様替え等その原状を変更しないこと。
  - 貸借物件の取扱説明書にある「使用者が行うべき調整および内部清掃等の諸作業」に関連する記載に定められた事項を行うこと。
- チ お客さまの氏名・住所・連絡先・勤務先等の事項について、変更があったときおよび貸借物件が毀損または滅失したときは、速やかに当社に対して連絡すること。
- 貸借物件を四国電力株式会社との電気需給契約に基づく電源で使用する。
  - お客さまが前項に違反した場合には、次の各号によるものとします。
- 前項イにおいて、貸借物件取付後6ヵ月以内に引き渡しを受けなかった場合、損害賠償金を支払っていただきます。
  - 前項ロにおいて、貸借物件の所有権が確保できなかった場合、損害賠償金を支払っていただきます。
  - 前項ハの場合、当社は貸借物件を初期取付場所へ再度移設できるものとし、これに要した費用を支払っていただきます。
  - お客さまの責めに帰すべき事由により、貸借物件が毀損した場合で修理可能なときは、修理費を支払っていただきます。
  - お客さまの責めに帰すべき事由により、貸借物件が毀損して修理不可能となり、または貸借物件が滅失した場合は、貸借物件の損害賠償金を支払っていただきます。

ヘ 損害賠償金は、貸借物件の原状回復に要する費用または、基本契約期間満了までの残貸借料金相当額のいずれかのうち安価なものをお客さまに支払っていただきます。

ト お客さまが前項ニにおいて、生じた不利益については、当社は一切責任を負いません。

チ お客さまが前項チの連絡を怠ったために被った不利益については、当社は一切責任を負いません。

(お客さまの義務違反等による契約の解約等)

第8条 お客さまが、貸借料金の支払いをその支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過してもなお支払われない場合、第2条第4項ハもしくはニに該当する事実が判明した場合またはお客さまが本約款に違反した場合、当社は、貸借契約の解約もしくは貸借物件を使用できないよう電気の供給を遮断する措置(以下「使用不能措置」といいます。))のいずれかまたは両方を行うことができます。

2 前項で、当社が基本契約期間内に貸借契約を解約する場合、お客さまには第14条第1項に定める解約金および第15条第2項の解約手数料を支払っていただきます。

3 第1項で、当社が基本契約期間を超えた貸借契約を解約する場合、お客さまには第15条第2項の解約手数料を支払っていただきます。

4 お客さまが、貸借料金の支払いをその支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過してもなお支払われない場合、第19条の連帯保証人を定めたお客さま以外のお客さまは、支払誓約書により連帯保証人を新たに設定するとともに、連帯保証人は貸借契約に基づくお客さまの当社に対する一切の債務の履行についてお客さまと連帯して保証していただきます。ただし、第2項または第3項で、前条第2項イ、ロ、ホにより損害賠償金を支払っていただいたときはこの限りではありません。

## (故障)

第9条 貸借物件が、お客さまの責めによらない事由により毀損し修理が可能な場合は、当社の負担において修理します。

2 貸借物件が、第10条に定める場合を除いてお客さまの責めによらない事由により毀損し修理が不可能な場合または滅失した場合は、貸借契約を終了いたします。この場合、第14条第1項に定める解約金および第15条第2項の解約手数料は申し受けません。

3 前項の場合において、貸借物件の使用を引き続き希望するときは、お客さまには改めて申込書を提出のうえ新たに契約を結んでいただくこととし、契約内容、契約の成立、契約期間、取付工事、貸借料金等の諸条件については新たな契約の約款によるものとします。

4 次の各号の損害は、補償の対象とならないものとします。ただし、次の損害以外が補償の対象となるとは限りません。

- 貸借物件の故障(損傷を含みます。以下、この項において同じ。)に起因して生じた死傷事故。
- 貸借物件の故障に起因して他の財物(ソフトウェアを含みます。)に生じた故障もしくは損傷。
- 貸借物件の故障に起因して、貸借物件、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。
- 貸借物件の故障に起因して生じた水道光熱費。

(天災その他不可抗力)

第10条 天災その他不可抗力により貸借物件が毀損または滅失した場合は、第9条第1項および第2項を準用します。

2 前項にかかわらず、表(4)に該当する天災その他不可抗力により、貸借物件が毀損し修理が可能な場合は、お客さまの負担にて修理していただきます。ただし、貸借物件が毀損し修理が不可能な場合または滅失した場合は、貸借契約を終了します。この場合、第14条第1項に定める解約金および第15条第2項の解約手数料をお客さまに支払っていただきます。

3 前項ただし書きの場合において、当社の貸借物件の使用を引き続き希望するときは、第9条第3項を準用します。

(取付場所の変更)

第11条 お客さまは当社の書面による承諾を得て、取付場所の変更に係る費用の全てをお客さまが負担することで貸借物件の取付場所の変更を行うことができます。

2 前項により取付場所を変更する場合、第1条および第4条第1項から第

- 3項を費用の負担に係る定めを除いて準用します。
- 3 前項より当社が実施した当社工事範囲の費用については、当社が請求を行った日の翌日から起算して1ヵ月以内にお客さまに支払っていただきます。
- (名義の変更)
- 第12条 相続その他の原因によって、第三者が、お客さまの貸借契約のすべての権利義務を承継される場合は、名義変更の手続きを行っていただき、当社へ書面により申し出ていただきます。
- (取付場所への立ち入りの承諾)
- 第13条 貸借物件の取り付け、撤去、メンテナンス、使用不能措置等の実施にあたり、お客さまは当社または当社から委託を受けた者がお客さまの在宅如何に関わらず、貸借物件の取付場所へ立ち入ることを承諾するものとします。
- (貸借契約の解約)
- 第14条 お客さまは、貸借契約を基本契約期間内に解約することができないことを承諾します。ただし、解約金として基本契約期間満了までの残貸借料金相当額全額および第15条第2項の解約手数料を当社に支払っていただいた場合を除きます。
- 2 お客さまは、基本契約期間を超えた貸借契約は解約することができます。ただし、原則として第15条第2項の解約手数料を支払っていただきます。
- 3 基本契約期間内外問わず、同一住所において貸借契約を引き続き希望するときは、お客さまには改めて申込書を提出のうえ新たに契約を結んでいただくこととし、契約内容、契約の成立、契約期間、取付工事、貸借料金等の諸条件については新たな契約の約款によるものとします。なお、この場合、第15条第2項の解約手数料を申し受けません。
- 4 貸借物件の撤去にあたり、レッカー車等の特殊車両を必要とする場合の費用は、お客さまに負担いただきます。
- (貸借契約終了時の取り扱い)
- 第15条 貸借契約が解約や契約期間満了、その他の理由により終了した場合は、当社は原則として貸借物件を撤去します。やむを得ず事前の通知ができないときであっても、お客さまの承諾を得ることなく撤去できるものとします。
- 2 貸借物件1台あたり表(5)の解約手数料を当社に支払っていただきます。
- 3 貸借契約の終了に伴い、当社が貸借物件を撤去した後の原状回復義務はお客さまが負います。
- 4 貸借物件の撤去にあたり、レッカー車等の特殊車両を必要とする場合の費用は、お客さまに負担いただきます。
- (集金費用等)
- 第16条 お客さまの責めに帰すべき事由で、貸借料金が金融機関から引き落としできなかった場合は、振込、コンビニエンスストア払込、訪問集金、翌月引き落とし分との合算による支払いのいずれかにより、貸借料金を支払っていただきます。
- この場合、お客さまには次の各号の手数料を支払っていただきます。なお、翌月引き落とし分との合算の場合の手数料は不要です。
- イ 振込・払込による支払いの場合は、手続きに要する手数料。
- ロ 訪問集金による支払いの場合は、訪問1回につき取扱価格1,000円の手数料。
- (相殺禁止)
- 第17条 お客さまは、貸借契約に基づく債務を、当社に対する債権をもって相殺することができません。
- (貸借契約終了後の債権債務関係)
- 第18条 基本契約期間および継続契約期間中の貸借料金その他の債権債務は、貸借契約の終了によっても消滅しないものとします。
- (連帯保証人)
- 第19条 第2条における連帯保証人予定者は、貸借契約が成立したときに連帯保証人となり、貸借契約に基づくお客さまの当社に対する一切の債務の履行について、お客さまと連帯して保証していただきます。ただし、その極度額は100万円とします。なお、本約款の各条項は連帯保証人にも準用することを承諾するものとします。
- 2 連帯保証人は、お客さまと生計を一にする配偶者等は不可とします。
- (合意管轄裁判所)
- 第20条 貸借契約に関する一切の紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所を、当社の本店所在地を管轄する裁判所とすることに合意するものとします。
- (協議事項)
- 第21条 本約款に定めのない事項が生じた場合、当社とお客さまは本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。
- 附則
- (適用期日)
- 本約款は、令和6年4月1日から適用します。

「お客さまの個人情報の取り扱いについて」

当社では、お客さまの個人情報の適切な保護を行うため、以下のように取り扱っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 個人情報の収集・利用について
 

電化機器リース制度における貸貸サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するために、お客さまの氏名・住所・連絡先等の個人情報を収集させていただきます。お客さまから収集させていただきました個人情報は、管理者を置いて適切に管理し、以下の目的に限定して利用します。

  - 本サービスの提供（貸借契約の締結、お客さま情報管理、貸借物件設置工事、アフターサービス、料金計算、料金請求・収納等）
  - お客さまに有益と思われる新サービスや新商品等のご案内
  - その他本サービスの提供に必要な範囲内での利用
- 個人情報の第三者への提供および処理の委託について
  - ①当社は、貸借物件を所有し当社にリースするJA三井リース株式会社に対し、お客さまの個人情報を提供します。
  - ②お客さまの個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き第三者に提供しません。
    - (1) 本サービスの提供のために必要な処理を委託する場合
    - (2) 法令の規定に基づき、提供する義務を負う場合
    - (3) 上記①の他お客さまの同意を得た場合

- 個人情報の開示・訂正等の請求について
 

お客さまの個人情報について、お客さま本人から所定の手続きにより開示請求があれば、原則としてその内容をお知らせします。また、お客さまの個人情報の内容について誤りがある場合は、適宜訂正等をさせていただきます。

上記の取り扱いについては、お客さまが本サービスの利用を申し込みされたことをもって、同意したものとみなします。お客さまの個人情報の取り扱いについてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】  
 四電エナジーサービス株式会社 企画総務部企画総務課  
 住 所：香川県高松市亀井町7-9  
 電 話：087-835-0551

〔表〕

(1) 貸借物件	1.貯湯式電気給湯機※2：本体、リモコン、脚部（配管）カバー、エコキュート及びネオキュートの場合はヒートポンプ配管（「工事なしメニュー」は除く） 2.IHクッキングヒーター：本体			
(2) 貸借契約の契約期間	貸借物件		契約期間	最長継続契約期間
	貯湯式電気給湯機※2 IHクッキングヒーター		貸借料金適用開始の日後10年目の日まで	2年
(3) 取付工事	当社工事範囲※1 お客さま工事範囲			
	貯湯式電気給湯機※2	a. 貸借物件の本体据付および部品の取付工事（リモコン工事含む） b. 貸借物件と当該住宅の給水・給湯・風呂配管設備等への接続工事 c. 貸借物件と当該住宅の電気配線への接続工事 d. 貸借物件の接地工事 〔「工事なしメニュー」の場合は、a.からd.まで全てお客さま負担となります。〕	①. 貸借物件の取付に必要な取付場所の基礎工事 ②. 貸借物件の取付場所までの給水・給湯・風呂配管等の設備工事 ③. 貸借物件の取付場所までの排水工事 ④. 貸借物件の取付場所までの電気配線工事（リモコン用空配管工事を含む） ⑤. お客さまの都合で希望する前項以外の各種工事	
		IHクッキングヒーター	a. 貸借物件の据付 b. 貸借物件と当該住宅の専用コンセントへの接続	①. 貸借物件の取付に必要な取付場所の確保 ②. 貸借物件の取付場所までの電気配線工事（コンセント工事、設置工事含む） ③. お客さまの都合で希望する前項以外の各種工事
(4) 除外する天災 その他不可抗力	1.地震・噴火・津波 2.戦争、その他変乱			
(5) 解約手数料	貯湯式電気給湯機※2		20,000円（税抜）	
	IHクッキングヒーター		10,000円（税抜）	

※1 当社工事範囲に関し、品質等が貸借契約の内容に適合しないことをお客さまが確認したときは、引き渡した後1年間を経過するときまでにその旨を当社に通知していただきます。  
 当該期間経過後は、メンテナンスを行う場合お客さまの負担で実施していただきます。  
 ※2 貯湯式電気給湯機とは、ヒーター加熱方式（電気温水器）または、ヒートポンプ加熱方式（エコキュート、ネオキュート）をさします。